

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	障害者手帳交付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

綾部市は、身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳交付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

京都府綾部市長

公表日

令和6年4月3日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者手帳交付に関する事務
②事務の概要	当該事務は、身体障害者福祉法等の関係法令に基づく身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の申請、変更及び交付の手続きの適正な実施に関する事務である。
③システムの名称	障害福祉システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
身体障害者手帳に関する情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項 別表第1の11及び12
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7項 別表第2の16
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部 障害者支援課
②所属長の役職名	障害者支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	企画総務部 総務課 〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1 ☎0773-42-0502
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉部 障害者支援課 障害者福祉担当 〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1 ☎0773-42-4254

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月20日	II 1. いつ時点の計数か	平成26年10月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	時点修正
平成30年4月20日	II 2. いつ時点の計数か	平成27年1月7日時点	平成30年4月1日時点	事後	時点修正
平成31年4月26日	I 5. ①部署	福祉課	障害者支援課	事後	機構改革による変更
平成31年4月26日	I 5. ②所属長の役職名	福祉課長 福田和宏	障害者支援課長	事後	機構改革による変更
平成31年4月26日	I 5. 7請求先	総務部 総務課 情報管理担当	企画総務部 総務課 情報管理担当	事後	機構改革による変更
平成31年4月26日	I 5. 8連絡先	福祉課 障害福祉担当	障害者支援課 障害者福祉担当	事後	機構改革による変更
平成31年4月26日	II 1. いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	時点修正
平成31年4月26日	II 2. いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	時点修正
令和2年5月19日	II 1. いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	評価の再実施
令和2年5月19日	II 2. いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	評価の再実施
令和2年5月19日	I 2. 特定個人情報ファイル名	身体障がい者手帳に関する情報ファイル	身体障害者手帳に関する情報ファイル	事後	評価の再実施 法の表記に統一
令和3年5月12日	II 1. いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	時点修正
令和3年5月12日	II 2. いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	時点修正
令和3年6月18日	I 5. 7請求先	企画総務部 総務課 情報管理担当	企画総務部 総務課	事後	
令和4年6月13日	II 1. いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	時点修正
令和4年6月13日	II 2. いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	時点修正
令和5年6月13日	II 1. いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	時点修正
令和5年6月13日	II 2. いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	時点修正
令和6年4月3日	I 5. ①部署	福祉保健部 障害者支援課	福祉部 障害者支援課	事後	機構改革による変更
令和6年4月3日	I 5. 7請求先	企画総務部 総務課 〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1 ☎0773-42-3280(代表)	企画総務部 総務課 〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1 ☎0773-42-0502	事後	
令和6年4月3日	I 5. 8連絡先	福祉保健部 障害者支援課 障害者福祉担当 〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1 ☎0773-42-3280(代表)	福祉部 障害者支援課 障害者福祉担当 〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1 ☎0773-42-4254	事後	機構改革による変更
令和6年4月3日	II 1. いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年4月3日	II 2. いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	